

なかまの風だより

令和4年
6月10日発行
NO.102

特集

住みなれた地域で
安心を支える



目次

- P2~4 特集「住みなれた地域で安心を支える」
- P5 令和4年度事業計画・予算
- P6 賛助会員の募集
- P7 クロスワードパズル
- P8 特例貸付に関するご案内・権利擁護啓発講演会報告
- P9 共同募金ありがとうメッセージ
- P10 ミニフードパントリー開催報告・フードドライブお礼
- P11 子どもの食と居場所づくり支援事業助成の案内、
フードパントリー開催おしらせ・福祉サービス苦情解決事業の案内
- P12 専門相談、トレーニング室からのおしらせ、寄付のお礼



共同募金は、この広報誌発行
にも役立てられています。



特集

住みなれた地域で安心を支える

～市民後見人等候補者の活動～



皆さんは成年後見制度や日常生活自立支援事業をご存じでしょうか。今回の特集は、判断能力が十分ではない方たちの権利を守るための制度や事業を支えている支援員の活動をご紹介します。

成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や知的・精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方への生活や財産が守られるよう、家庭裁判所が選任した成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人に代わって福祉サービスや施設入所などの契約や財産管理を行うなど、法律的に保護・支援する仕組みのことです。

市民後見人って？

本人の親族でなく、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職でもない、地域に住む一般市民による後見人です。社会貢献の意欲が高く、成年後見制度の見識を深めた方が家庭裁判所からの選任を受け、市民の立場・視線を活かし、身近できめ細やかな支援を行うことを期待されています。令和2年時点、これまで全国で300人を超える市民後見人等が選任を受け各地で活動していますが、まだまだ十分とは言えない状況が続いています。

日常生活自立支援事業とは

判断能力が十分ではない方への制度として成年後見制度のほかに日常生活自立支援事業があります。成年後見制度は財産管理や生活全般の支援に関する契約等の法律行為を援助するものですが、日常生活自立支援事業は社

会福祉協議会が実施主体となり本人との契約に基づいて、通帳を預かり日常的な金銭管理を行ったり、福祉サービスの利用について相談を受けたり利用するための手続きの支援などを行います。

○専門員と生活支援員

日常生活自立支援事業では、専門員が困りごとなどの相談を受け支援計画を作成します。生活支援員は契約後、支援計画に基づいて定期的にご自宅や施設に訪問し、福祉サービス利用の手続きや預貯金の出し入れの支援を行います。

なかま成年後見支援センター

中間市社会福祉協議会内に設置されており、成年後見等の受任や制度についての相談・支援、講演会など制度の普及啓発に努めています。また、制度の支え手となる人材確保を目的に、平成23年度より市民後見人の養成に取り組み、将来の市民後見人候補者の礎となる人材の育成を行っています。そのほか日常生活自立支援事業の実施機関でもあり、本人の想いや判断能力の状況に応じて制度の棲み分けを行い、判断能力が十分ではない方が地域で安心して暮らすことができる体制づくりに努めています。

それでは、実際の市民後見人候補者（後見支援員・生活支援員）の活動や声をご紹介します。



なかま成年後見支援センター
顧問弁護士
河原 一雅氏

市民後見人が必要とされるようになった一番の理由は、専門職後見人（弁護士・司法書士・社会福祉士等）の数が少ないことです。近年、判断能力のない人たちがとも増え、その人たちの権利擁護をどうするか考えた時、市民感覚で支援ができる市民後見人が必要となってきたのです。専門職はどうしても事務的な支援になりがちですが、市民後見人には、判断能力がなくなった時に自分だったらどうしてほしいかという思いを大事にして支援にあたってもらいたいですね。市民感覚で専門職でなくても「ちゃんと後見人をしてくれているな」と思われれば、市民後見のニーズももっと増えてくると思います。

一方で制度上の課題もあり、また後見人が就任したからといって全てのが解決するわけではありません。年配の後見人が若い障がい者などを支援するとなると、その人にずっと寄り添って生活を支えていくことが難しくなります。支え手としての支援者の裾野を広げることはもちろんですが、後見制度を含むあらゆる社会資源で本人の意思が反映された生活を送れるよう「コーディネートする」「意思決定支援」が重要です。意思決定支援を大切にすることで本人も家族もより安心して後見制度の利用に繋がっていくのではないかと感じています。

市民後見人等候補者の
(法人後見支援員)
ある日の支援に密着!
LET'S GO 

Aさんは軽度の知的障がいがあり、長年、障がい者施設に通所しています。平成30年から日常生活自立支援事業を利用していましたが、一緒に生活していた親族が亡なられた後、成年後見制度の申し立てを行いました。家庭裁判所から社会福祉協議会が選任され、令和2年から社協の法人後見事業による支援が始まりました。定期的に、財産管理(預貯金・収入支出の管理等)や身上監護(福祉サービスの利用に関する契約などの手続きや健康管理等)に関する支援を、市民後見人等候補者が社協の法人後見支援員(担当者)として支援に携わっています。



 出勤後、専門員と今日の支援の内容を確認することから始まります。



 銀行へ行き、必要な生活費のほか施設利用料や保険料・医療費の引き出しをします。



 利用している通所施設へ保険料・医療費の支払いに行きます。



洗濯洗剤の使い方を一緒に確認しました。



 ご本人が通所施設から帰ってくる時間に合わせて専門員と市民後見人の2人で訪問。必要な生活費を渡し、郵便物や書類の確認を一緒に行います。自然な会話の中から生活状況や困ったことはないか確認します。



 一旦帰社後、通帳の確認や記録をします。



 最後に支援記録を作成します。



専門員が記録をチェック! 間違いがなければ今日の支援終了です。



Aさん
知的障がいのため、なかなか自分の言葉で表現することが難しいAさんですが、支援員さんが来てくれることに「うれしい」と溢れんばかりの笑顔で話してくださいました。

「Aさんは障がい者施設に通所しているから、関係機関とも連携を取りながら、安心・安全な生活ができるよう心掛けています。また、親亡きあと一人で生活をされているので、寂しい想いをしないよう、「母親だったらどうするか」と考えながら支援しています。知的障がいにより理解力や判断能力は低いかもありませんが、地域で自立した生活が送れるよう寄り添って支援をしていきたいです。」

「Aさんには軽度の知的障がいがあり、伝えたこととどこまで理解できているのかわからないところがあるので、関わりの中でできるだけ本人に理解してもらえようという心がけています。先日訪問した時、玄関が汚れていたため「玄関の掃除をしておいてね」と掃除の仕方を伝えました。次の支援の時に玄関がきれいに掃除されていた時は驚きと同時に嬉しかったですね。少しずつ繋がっていく感覚が支援者としてのやりがいを感じた瞬間ですね。」



なかも成年後見支援センター
法人後見支援員
石田 マス子氏



市民後見人等 候補者の皆さん

なかま成年後見支援センターで活動している
後見・生活支援員さんにインタビューしました。



- ① 支援員になろうと思ったきっかけ
- ② やりがいやよるこびを感じる時
- ③ 読者へのメッセージ



よしきごじゅんこ
吉迫順子さん

- ① 高齢の母と兄がいたので、何か役立つことがあるかもしれないので勉強したいと思いました。
- ② 支援をした方の生活環境が良くなり、自立した生活ができるようになった時。
- ③ 支援が必要な方も二の足を踏んでいるかもしれませんが、まず相談してほしいなと思います。



わたなべ みき
渡邊美由紀さん

- ① 私が活動しているボランティアを通じて、成年後見制度のことをいろいろな方に情報提供できたらと思い、養成講座を受けました。
- ② 利用者さんの不安や困りごとに耳を傾け、本人の意思を尊重し寄り添った支援を心がけています。「ありがとう。来てくれるのを待っています」という言葉はうれしく、心の財産を増やすことができます。
- ③ 特集を読んで「やってみたい」と思ったら講座を受講してみてください。私たちと一緒に活動しませんか。



えがみ じゅん
江上 潤さん

- ① 仕事などで身につけた知識やスキルを生活支援員の働きに生かせるのではないかと思います、市民後見人養成講座を受講しました。
- ② 利用者が明るく前向きに人生を楽しむようになった時。
- ③ 人は助け合わなければ生きていけません。これまでの人生で人から受けてきた恩を別の人に恩送りしてみませんか。誰もが人の役に立つスキルを持っていると思います。



あらいくみ
穴井育美さん

- ① 自分にできることで誰かを支えることができればと思い、養成講座を受けました。また、人が好きで、温かい人間関係を築くことが好きだからです。
- ② 利用者さんに「待ってたよ」と言われた時や絆を感じられた時。
- ③ 信頼・愛を大切に、支え合える生活を実現していきましょう。



まえだ よしのぶ
前田義信さん

- ① 母が病気で金銭管理等ができなくなり、母の日常生活をどのようにサポートすればよいかと思案していた時に、養成講座のことを知り受講したのがきっかけです。
- ② 利用者さんの日常生活に変化がないか察知するよう心がけています。冗談を交え、和やかに会話ができる雰囲気づくりをし、意思疎通が十分にできた時にやりがいを感じます。
- ③ 中間市社会福祉協議会とはどんな業務を行っているか、興味のある方は第一歩を踏み出してください。

※本会では、市民後見人養成講座を修了し市民後見人等候補者として登録された方を対象に、日常生活自立支援事業の生活支援員や法人後見事業の後見支援員として経験・活動できる場を提供し、将来の市民後見人活動に役立ててもらっています。

～皆さんも地域で安心を支える伴走者になりませんか～ 令和4年度中間市市民後見人養成講座受講者募集

社会貢献に意欲と熱意のある方の受講をお待ちしています！

- 定員 20名程度
- 受講料 無料(別途テキスト代として3,000円)
- 問合せ なかま成年後見支援センター
☎244-1310

くわしくは7月10日号全戸配布のチラシをご覧ください。



主 な事業の取り組み

少子高齢化・人口減少などの社会環境の変化に加え、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により自粛生活が続き、人と人、人と地域社会のつながりが希薄になり、社会的孤立や生活困窮者の増加など生活課題は複雑・複合化しています。

今年度も様々な生活課題に対し、市民の皆さま、各種関係機関、行政等と連携・協働のもと『だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる福祉でまちづくり』に取り組んでまいります。

住民主体の地域福祉活動の推進

地域の多様な主体が新しい生活様式に基づく活動を進める支援を行うため、ウィズコロナ・アフターコロナ時代に対応する住民主体の地域福祉活動を推進します。

包括的な相談支援体制の強化

あらゆる地域生活課題に対応するため、包括的に相談を受け止め、地域住民や関係機関と協働し、共に生きる豊かな社会の実現に向け相談支援体制を強化します。

困窮者支援への取り組み

日々の生活に不安を抱えている世帯に対し、相談支援をはじめ食糧支援や地域から物資の寄付を募る活動を通して、困った時に互いに支え合える地域づくりに努めます。

居場所を拠点とした地域づくり

コミュニティとしての居場所づくりを支援し、社会的孤立の解消や社会参加を促し、人と人がつながり、支え合い、住民が主体的に地域課題解決に取り組めるような地域づくりに努めます。

ボランティアセンターの推進

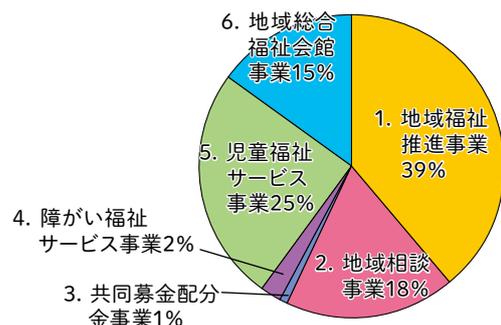
ボランティアセンターの業務を担い各種ボランティアに関する調整をはじめ、担い手となるボランティアの増員に努めます。

年間行事 (予定)

社会福祉大会
10月8日(土)

総収入及び総支出額 185,562千円

科目	金額(千円)
1 地域福祉推進事業	71,927
2 地域相談事業	33,178
3 共同募金配分金事業	2,844
4 障がい福祉サービス事業	3,546
5 児童福祉サービス事業	45,977
6 地域福祉総合会館事業	28,090



社協の取り組みを 応援 してください

中間市社会福祉協議会では市民の皆様の主体的な参加と協力によって地域福祉活動を推進するために賛助会員制度を取り入れています。

だれもが暮らしやすい中間市にしていくため、本会の地域福祉活動にご賛同いただき、多くの皆さまに会員としてご支援いただきますようお願いいたします。

令和3年度はこのような活動に使われています



何に使われているのだろう…

企画・広報事業	なかまの風だより 他	619,000円
連絡・調整事業	民生・児童委員協議会、自治会連合会活動助成金	400,000円
地域福祉活動事業	福祉大会の開催（講演会・表彰）、一人金婚式、フードパントリー等	1,640,600円
助成事業	身体障害者福祉協会、婦人会、母子寡婦福祉会、手をつなぐ育成会	120,000円
在宅介護者のつどい組織化推進事業		0円
市民活動推進事業	ボランティア活動推進、講習会等	151,000円
心配ごと相談所事業		84,000円



賛助会の加入にご協力お願いします！

期間▶7月1日～8月31日

会 費 1口 1,000円

- お住まいの地域の民生委員さんや自治会長さんを通して加入のお願いをしています。
- 中間市社会福祉協議会の窓口でもお受けしています。

災害ボランティアセンター設置運営訓練に参加しました！

令和4年3月27日・於：おかがき総合福祉保健センター

福岡県社会福祉協議会が3か年のシリーズ研修として実施する災害ボランティアセンター設置運営訓練があり、中間・遠賀地区社会福祉協議会の職員が参加しました。当会からも12名の職員が参加しました。

講師に新潟災害ボランティアネットワーク理事長である李仁鉄^{りじんてつ}氏を招き、午前は災害ボランティアセンターの役割や運営についての講義を受け、午後は実際の災害を想定した災害ボランティアセンター設置運営の演習に参加し、社会福祉協議会が災害支援に取り組む意義を学びました。

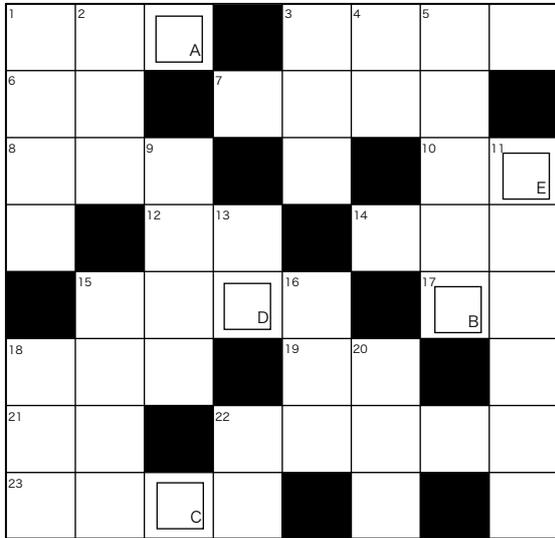


クロスワードパズル

を解いてプレゼントをGET!



タテとヨコのかぎをヒントに、クロスワードを完成させてください。
AからEをつないでできた言葉が答えです!



ヨコのかぎ

- 植物から抽出した香り成分である精油
- 今回の特集は「なかま成年〇〇〇〇支援センター」
- 自分の才能に自信や誇りを持つこと
- その地域で有名な生産品
- ショ糖を主成分とする甘味料
- 十二支の10番目
- 高い崖の上から流れ落ちる場所
- 児童・生徒の通学区域
- 木材を切断した時に生じる細かい木のくず
- 地面の下のこと
- ある所を避け、遠回りして行くこと
- 企業の営業取引や経営活動を帳簿に記録する作業
- おむすびや寿司に欠かせないもの
- ヨーロッパを中心とした西洋の芸術音楽
- 旧暦6月の呼び方

答え



タテのかぎ

- 雨にぬれても元気な梅雨の代名詞と言われる花
- 建物の屋根裏にある部屋のこと
- 針金など紐状のものを渦巻状に巻いたもの
- 初々しいこと。純粋なさま
- 血液中に含まれるブドウ糖の濃度のこと
- 怪しいと思うこと
- 地球表面を構成する部分の3区分のこと
- 皇室の紋にも使われている日本を象徴する花のひとつ
- エアリード式の笛で気鳴楽器の一種
- 行動や性格がだらしないこと
- 食べ物をかますにのみ込むこと
- 生まれながらの気性
- 植物の葉や花を支える部分



クロスワード正解者の中から抽選で
5名様に素敵な商品をプレゼント!

応募方法

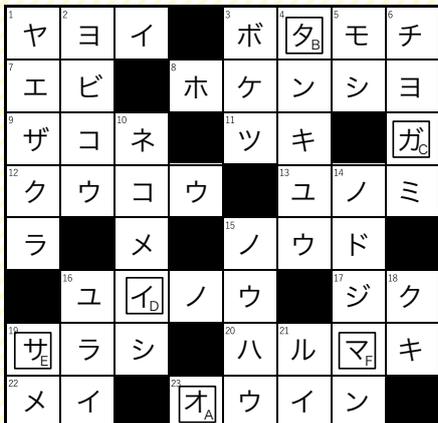
官製はがきに、①答え ②氏名 ③住所 ④電話番号
⑤風だよりの感想を書いて下記までお送りください。

締切:令和4年7月29日(金) 消印有効

〒809-0018 中間市通谷1丁目36番10号
中間市社会福祉協議会 宛

101号「クロスワード」答え

答えは「おたがいさま」でした!



正解者の中から抽選で5名の方に、(株)ハグロット様より寄贈して
いただいた「名入り箸」を発送させていただきます。
ありがとうございました!

ハグロット 様の紹介

“ちっちゃな幸せつまむ箸”をコンセプトに、名前や素敵な文字が彫刻された「名入り箸」を主につくられています。

- 〈住所〉中間市深坂一丁目14-8
- 〈電話〉093-701-9203
- 〈店舗〉*イオンモール直方店
- *イオンモール福津店
- *イオンモール八幡東店



代表取締役
ひろみち
藤嶋 広迪 氏

新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な生活資金の特例貸付に関するご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により生活資金でお困りの方に向けて、以下の資金について特例貸付を実施しています。(貸付には審査があります。)

中間市社会福祉協議会における令和3年度の受付件数は、相談件数 1,194 件・申込件数 620 件でした。申請受付期間が令和 4 年 8 月末まで延長されました。事前の電話相談後に申請手続きの予約を付けておきますので、まずはお電話にてご相談ください。☎244-1230

特 例 貸 付	
緊急小口資金	総合支援資金
<p>■対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持の貸付を必要とする世帯。</p> <p>■貸付上限 20万円以内</p> <p>■据置期間 1年内</p> <p>■償還期限 2年以内</p> <p>■貸付利子 無利子(償還期限内)</p>	<p>■対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等収入の減少や失業等により生活困窮し、緊急小口資金の借入後も日常生活の維持が困難となっている世帯。</p> <p>■貸付上限 ・(2人以上)月20万円以内 ・(単身世帯)月15万円以内</p> <p>■貸付期間 3ヵ月以内</p> <p>■据置期間 1年内</p> <p>■償還期限 10年以内</p> <p>■貸付利子 無利子(償還期限内)</p>

また、特例貸付償還事務センターでの特例貸付の償還免除申請の受付が始まっています。対象の方には案内文が郵送されます。申請の締め切りは令和4年8月末です。申請は生活福祉資金特例貸付償還事務センターへの郵送手続きとなります。

連絡先・問合せ先 福岡県社会福祉協議会 生活福祉資金特例貸付償還事務センター
☎092-718-7720 (平日9:00~17:30)

携帯電話番号 ①080-8594-4994 ②080-8594-4995
③080-8594-4996 ④080-8594-4997

講談で学ぶ成年後見制度

なかまハーモニーホールにて、「令和3年度権利擁護人材育成事業啓発講演会」を無観客で開催しました。講談師の神田織音先生かんだおりねをお招きし、成年後見制度や日常生活自立支援事業の「実話」を基にした講談を、子気味よい張り扇の音と臨場感あふれる抑揚で語っていただきました。

先生の流れるような語り口調に、敬遠されがちな制度の話も自然と誰にでも伝わるような貴重な講演会となりました。

今回の講演会での講談のお話を映像(DVD)にしましたので、講談や制度に関心のある方はぜひご視聴ください。



講演会の内容を収録したDVDの貸し出しをしています



ふれあい・いきいきサロン、地域の福祉団体、市内在住の方を対象にDVDをご用意しています。事前の申し込みが必要です。くわしくはお問い合わせください。☎244-1230

～福祉教育の推進～



底井野小学校

福祉学習で高齢者疑似体験をしました。人は年を取ると体を動かすことが大変になったり、目が見えにくくなったりして、ぼくたちが簡単にできていることも難しくなることが分かりました。ありがとうございました。

中間西小学校

目の不自由な方の生活や思いについて初めて知り、点字についても詳しく学ぶことができました。点字を打つ体験だけでなく、点字のついた定規を実際に使ったり点字のついたトランプや UNO で遊ぶことを通して、目の不自由な方たちの生活が少しわかった気がします。

これから、どこかで目の不自由な方に出会ったら、自分から「何かお手伝いしましょうか」と声をかけたいと思います。

このような学習の機会を作ってくださいありがとうございました。

ありがとうメッセージ



ありがとうメッセージは、共同募金に寄せられた寄付金による助成を受けた団体や福祉施設が、寄付者に感謝の気持ちを伝えるメッセージです。

今回は福祉教育の推進、学習援助の助成を受けた小学校と特別支援学級からありがとうの声を紹介します。

中間南小学校

それぞれの児童の個別の支援に生かすための教材を購入させていただきました。このような教材はそれぞれの児童の状態に応じて必要なため、毎年十分な教材を準備することが難しく、教材自体も高価なものが多いため、苦慮しているところです。

この度、子どもに応じた教材をそろえることができ、それを使った視覚機能訓練やことばについて指導がスムーズにでき、練習量も確保することができました。貴重な機会をいただき、感謝いたします。

底井野小学校

社会の学習でいろいろな国が出てきました。ぼくは、国の名前を覚えたり、国旗を覚えたりすることが大好きなので、毎日、世界地図ポスターでいろいろな国を見ています。この世界地図ポスターを見て、たくさんの国の名前を覚えたいと思います。



～学習援助の助成～



食のおたがいさまプロジェクト



ミニフードパントリー 開催しました！

4月24日(日)にミニフードパントリーを開催しました。今回は対象者を「ひとり親世帯」と「多子世帯」に限定し、32世帯にお米やたまご、レトルト食品などの食品や生活用品を配布しました。

お配りした食品や生活用品には、これまでに地域の皆様や市内の企業・団体の皆様からフードドライブを通じてご寄付いただいた物も多く含まれ、私たち社協職員も皆様の善意を心を込めて来場者にお渡ししました。当日は、たくさんのお子様も来場し、両手に荷物を抱え「ありがとうございます」と笑顔で伝えてくれました。

来場者からは、「お米が一番助かります。生活用品ももらえてありがたい」「依然として生活は苦しい。フードパントリーは助かります」「専門機関にもずっと相談しているが、高校生と大学生のお子もお金がかかり、電気や水道をつなげるだけでも大変です。フードパントリーを始めて知ったが、こんなにもらえるなんて思いもなかった」「体調を崩して仕事がなくなった」との声が聞かれ、地域の中には多様な生活課題を抱えている方がたくさんいることを実感し、社会福祉協議会として課題を抱える方々にどのような支援が必要なのかを今後も考え、事業を展開していきたいと思えます。



フードドライブへのご協力 ありがとうございました！



5月9日～31日までフードドライブ(食品寄付の受付)を行いました。地域の皆様の温かいご寄付がたくさん集まり、感謝の気持ちでいっぱいです。皆様からいただいたご寄付は支援を必要とする方々へお届けさせていただきます。

中間市社会福祉協議会では、フードドライブ期間に関わらず食品等の寄付を受け付けていますので、ご協力をお願いいたします。

※次号でご協力いただいた方のご紹介をさせていただきます。



募集

子どもの食と居場所づくり支援事業 助成のご案内



子どもが健やかに育成できる環境整備を促進することを目的として、課題を抱えた世帯やひとり親世帯などの子どもを対象にした食事の提供と居場所づくりを行う団体に対し、その事業の経費を助成します。

- 【助成対象事業】 ○食事支援 ○基本的な生活支援 ○学習支援
○その他子どもの居場所づくりに関する活動
- 【助成対象団体】 中間市内に活動拠点を有するボランティア団体 他
- 【助成額】 1団体あたり5万円を上限
- 【申請受付期間】 令和4年6月30日（木）まで



詳細については、ホームページをご覧ください。電話にてお問い合わせください。

☎ 244-1230

案内

食のおたがいさまプロジェクト～フードパントリー(食糧支援)を開催します!

生活にお困りの世帯やひとり親世帯、アルバイトができなくなり生活に不安を抱える学生などを対象に、食料や生活用品などをお渡しします。

事前の申し込みが必要です。 ※生活保護を受給されている方は対象になりません。

日時 令和4年6月25日（土）9：00～12：00
場所 中間市総合会館（ハピネスなかま）
申込方法 電話・窓口・QRコードから
申込期間 令和4年6月13日（月）～6月24日（金）

※予定数に達し次第、
受付は終了します。



案内

福祉サービス苦情解決事業をご存じですか?

福祉施設・事業所や在宅等で提供される福祉サービスに関する苦情の解決を図る事業です。対象者は、現在福祉サービスを利用している方やその家族の方、契約内容を把握されている方等です。福祉サービス利用時の苦情について、事業所と話し合いで解決しない場合は、ご相談ください。相談は無料です。

問い合わせ先

福岡県運営適正化委員会 事務局

☎ 092-915-3511

毎週月曜～金曜、9時～17時（祝日及び年末年始を除く）

ハピネスなかま専門相談のお知らせ ▶6月～8月



	6月	7月	8月	備考
心配ごと相談 15:00～17:00	17(金)	2(土)15(金)	6(土)19(金)	※要予約 1人20分
行政相談 15:00～17:00	17(金)	2(土)15(金)	6(土)19(金)	
身体障がい者福祉相談 10:00～12:00	12(日)	10(日)	14(日)	
交通事故相談 10:00～16:00	7月13日(水) ※福岡県交通事故相談所に2日前までに電話で予約してください。福岡県交通事故相談所 ☎092-643-3168			

来館時はマスク着用・手指消毒・検温実施にご協力をお願いします。新型コロナウイルス感染症の状況により、変更となる場合がありますので、事前に電話等でご確認ください。(電話 244-1230)

運動の専門家
健康運動指導士が

健康・体力づくりをお手伝いします!

外出自粛で心や体の不調を感じていませんか?体を動かさないことによる筋力・体力の低下は、生活に支障をきたし、免疫の低下にもつながります。「筋力・体力が落ちた」「体重が増えた」「気分が落ち込む」「まだまだ元気でいたい」「病院で運動しなさいと言われた」「きつい運動は嫌だ」そんなあなたにお勧めです。

体力や身体の状態・目的に合わせ、**安全で効果的な運動**をハピネスなかまのトレーニング室で始めてみませんか?専門のスタッフがお手伝いします!



見学だけでも
お気軽にどうぞ♪



くわしくは
お問い合わせください。

問合せ先

ハピネスなかま
☎245-8686

寄付のお礼

みなさまからお寄せいただいた善意は、地域福祉活動のために有効に活用させていただきます。ありがとうございました。

〔香典返し寄付金〕

2月16日～5月15日受付分

故 白木 途征 様
故 白木 トシ子 様(大賀)

故 香川 佐久子 様
故 香川 剛夫 様(中尾)

故 原野 恵子 様
故 原野 啓二 様(垣生)

故 高橋 早恵子 様
故 高橋 千年 様(通谷)

故 山崎 弘子 様
故 山崎 英雄 様(通谷)

故 岩崎 恵子 様
故 岩崎 武 様(長津)

故 藤崎 美津子 様
故 藤崎 武彦 様(中鶴)

〔篤志寄付金〕

田中 耕造 様(扇ヶ浦)

香典返し寄付金・篤志寄付金は中間市社会福祉協議会で受け付けていますので、よろしくお願ひいたします。